

平成 25 年 6 月 21 日
復 興 庁

「復興庁職員の情報発信に関する規程」の制定について

1. 趣旨

職員のツイッターにおける不適切発言により、被災者及び国民に復興庁のみならず政府全体の復興に取り組む姿勢を疑わせる事態を招いたことを受け、再発防止に向けて、職員がインターネット等により職務に関する情報発信を適切に行うために必要な事項を定め、職員の情報発信に関するガイドラインとする。

2. 内容

(1) 情報発信の内容に関する留意事項（信用失墜行為の禁止等）

- ①個人又は団体の中傷し、若しくは誹謗する内容の情報発信を行わないこと
- ②職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信を行わないこと
- ③その他その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となる内容の情報発信を行わないこと
- ④職務上知ることのできた秘密、個人情報等について情報発信を行わないこと
(他の情報と組み合わせることで内容を特定されるおそれのあるものも同様)

(2) 情報発信の時間に関する留意事項（職務に専念する義務の遵守）

- ①勤務時間中の公務外の情報発信は、短時間であっても許されないこと
- ②出張においても、勤務時間中に公務外の情報発信を行うことは許されないこと
- ③その他職務に専念する義務に違反する公務外の情報発信を行わないこと

(3) その他

- ・匿名や個人の見解と明示している場合であっても（1）（2）に留意すること
- ・情報発信の適切な実施を図るため、職員に対し研修を実施すること 等

3. 制定日・施行日

平成 25 年 6 月 21 日